

經濟論叢

第107卷 第4・5・6号

重農学派における貯蓄論争……………	菱 山 泉	1
子会社支配株式の会計と利益操作……………	高 寺 貞 男	18
資源配分機構における情報の問題……………	浅 沼 萬 里	31
生活手段の個人的所有について……………	岩 林 彪	55
工作機械工業の技術変化と賃金体系……………	大 谷 強	72
Marshall 理論における規模の経済と 産業均衡……………	植 松 忠 博	90

昭和46年4・5・6月

京 都 大 學 經 濟 學 會

子会社支配株式の会計と利益操作

高 寺 貞 男

「親会社 (the owning company) はしばしば子会社 (the owed company) によって支払われる配当を支配する力をもっているので、親会社の経営者は自己の利益状態が順調らしくみえるよう〔子会社の〕配当政策に影響をおよぼすことができる。」

—Walter Meigs, Charles E. Johnson, Thomas F. Keller and A. N. Mosich, *Intermediate Accounting*, 2nd ed., 1968, p. 680.

I 子会社配当操作による親会社利益操作

損益計算表や「貸借対照表を見ぬかれないようにするためのもっとも簡単な、したがってもっともしばしば用いられる手段は、〔現物出資による〕『子会社』の設立または〔株式取得による支配系列〕編入アフリゼーション (Angliederung) の形で、単一企業を多くの部分に分割することである。¹⁾ なぜなら、「子会社は商法の〔計算〕規定に反することなしに、虚偽の〔損益計算表や〕貸借対照表を作成するための理想的手段となる〔からである〕。……〔この場合〕決定的なことは近代の子会社統轄組織 (Verschachtelungssystem) によって会計操作可能性 (Verschleierungsmöglichkeiten) が形成されるということである。²⁾ 「この点で、子会社機構にたいする親会社の支配力は絶体的であり、公表される〔会計〕情報までもが〔利益を〕隠蔽してわかりにくいものとなりうる。〔事実、親子〕会社

1) Ludwig Eschwege, "Tochtergesellschaften," *Die Bank*, 1914, I Semester, S. 545. zitiert nach W. I. Lenin, *Der Imperialismus als höchstes Stadium des Kapitalismus*, 11. Aufl., 1967, S. 54.

2) *Ebenda*, S. 549. zitiert nach W. I. Lenin, *Hefte zum Imperialismus*, 1957, S. 58. Cf. James C. Bonbright and Gardiner C. Means, *The Holding Company, Its Public Significance and its Regulation*, 1932, pp. 34-35.

間取引〔操作〕の可能性……は〔親会社の〕利益計算〔や財産計算〕にほとんど無制限の変化をもたらすことができる。〕³⁾

ところで、子会社機構を利用して親会社の利益を操作しようとする場合、有利な事業またはリスクの多い事業を子会社にやらしたり、親子会社間の売買価格、各種の手数料、貸付利子、賃貸料などを操作して（さらに、時として価格騰貴の著しい土地の親子会社間売買をおこない、未実現利益の実現化をはかったりして）、子会社の利益計算に直接影響する方策がとられることが多い。しかし、子会社の利益計算をまったく動かすことなく、「子会社の〔親会社にたいする〕配当をふやしたり、または押えたりして、事実ではなくして、自己の意向にしたがい、その利益〔計算〕を調整することは、親会社 (the holding company) の取締役会の力で十分にできるのである。」⁴⁾この点についてさらに詳しくのべると、「親会社 (a dominant company) は、債権者その他ととりかわした契約の定める限度内で、子会社の配当政策の財務面を完全に支配している。したがって、親会社は自己が立案した政策にしたがい〔子会社に〕配当をおこなわせることができる」⁵⁾ので、「親会社の経営者はいつでも、子会社 (the controlled corporation) により多額のまたはより少額の配当を支払わせることによって、自己の報告純利益を操作することができる、と考えられる。」⁶⁾

もちろん、実際に子会社機構を利用して親会社の利益操作をするに当っては、さきにもべた子会社の利益計算に直接影響する方策と子会社の配当操作という

3) Adolf A. Berle, Jr. and Gardiner C. Means, *The Modern Corporation and Private Property*, 1932, p. 204.

4) Arthur Lowes Dickinson, *Accounting Practice and Procedure*, 1913, pp. 178-179.
「holding company という用語は時として、より特殊的に、それ自体経営にたずさわらず、その財務活動を子会社証券の保有ならびに利子と配当の収集にかぎっている親会社に適用されるけれども、一般的には、親会社の同義語として使われている」(Irving J. Chaykin and Max Zimering, *Advanced Accounting Problems, Theory and Practice*, 1958, p. 220.) ので、本稿では、特に「持株会社」の意味で用いられている場合をのぞき、訳語を「親会社」に統一している。Cf. Bonbright and Means, *op. cit.*, p. 10.

5) Maurice Moonitz, *The Entity Theory of Consolidated Statements*, 1951, p. 49.
本稿では、用語の不統一をさけるため、parent company ならびに subsidiary company に相当する用語はすべて「親会社」ならびに「子会社」と訳出しているが、その場合には、当該原語を括弧内に示すことにしている。

6) Earl A. Spiller, Jr., *Financial Accounting, Basic Concepts*, 1966, p. 367.

子会社の利益計算には影響しない方策とが併用されるのが普通であるが、本稿では、後者の(親会社と連結した会計がおこなわれていない)非連結「子会社の配当によって影響される親会社の利益」⁷⁾計算に焦点をしばり、それをゆるしている現行の会計方法とそれを未然に防止できる会計方法を比較検討することにしよう。

II 親会社の利益操作をゆるしている原価法

さて、すでにのべたように、子会社利益「剰余金から、それを蓄積した期間にかかわりなく、取締役会が適当と考える時に配当を宣言することは各子会社〔を支配している親会社〕の力でできるということは明らかである」⁸⁾が、それだけでは親会社の利益操作は現実化しない。子会社の配当操作が親会社の利益操作につながるためには、両者をむすびつける連動装置として子会社「支配株式投資の会計」⁹⁾が原価法 (the cost method) によっておこなわれ、それにそって配当を受取った時にのみ利益を認識する「配当基準」¹⁰⁾ (the dividend basis) が採用されていなければならない。裏返していえば、子会社支配株式を原則として原価のまま据置き、「配当を受取った時にのみ利益を記録する方法が、親会社の経営者にいくばくの利益を認識したいのか、いつ利益を認識したいのかを決定することをゆるしているのである。」¹¹⁾つまり、配当=利益基準 (the dividend-income basis) が採用されている場合にのみ、「親会社の経営者は会計期間のぎりぎり終りまでまって、親会社の利益の大きさを概算し、それからあるのぞましき方向に報告純利益を動かすにたる配当を子会社が宣言し、〔親会社に〕回すよう調整することができるのである。〔そして、その場合〕当座資産の不足

7) Harold Bierman, Jr., *Financial Accounting Theory*, 1965, p. 192.

8) Arthur Lowes Dickinson, "Notes on Some Problems relating to the Accounts of Holding Companies," *The Journal of Accountancy*, April 1906, p. 488.

9) Glenn A. Welsch, Charles T. Zlatkovich and John Arch White, *Intermediate Accounting*, revised ed., 1968, p. 458.

10) Myron J. Gordon and Gordon Shillinglaw, *Accounting, A Management Approach*, 4th ed., 1969, p. 462.

11) Spiller, Jr., *op. cit.*, p. 367.

はかかる配当を妨げない。なぜなら、会社間貸付が配当支払を容易にするよう取りきめられうるからである。さらに、この〔利益〕平準化〔操作〕効果は、会社間配当が営業利益の場合よりもはるかに低い率で課税されるという事実によって、かなり高められる。¹²⁾

ところで、「期間利益の測定を操作することを経営者に可能ならしめる会計実務は操作可能性を無効にする会計実務より劣っている」¹³⁾という立場からすると、これまでのべてきたように、親会社に利益操作の機会を常に与えている原価法とそこにビルト・インされている配当＝利益基準は回避されなければならないが、すでに1910年代から「配当＝利益基準〔を内蔵している原価法〕は特に〔親会社の利益〕操作をゆるしている」¹⁴⁾という認識がなされてきているアメリカにおいてさえ、「貸借対照表に〔子会社〕投資を原価で示し、損益計算表に他の収益と同様受取配当金のみを示すのが、非連結子会社・関係会社投資の伝統的会計であった。」¹⁵⁾もちろん、アメリカでは、子会社「投資勘定の…処理については、これまでかなりの論議と論争があった。」¹⁶⁾そして、多くの論者が別の「方法が好ましい」¹⁷⁾と主張していたにもかかわらず、子会社「支

12) Ronald M. Copeland and Ralph D. Licastro, "A Note on Income Smoothing," *The Accounting Review*, July 1968, p. 541.

13) Bierman, Jr. *op. cit.*, p. 191.

ビャーマン2世は、「企業の実際利益を安定化することは経営者にとって立派な目標かもしれない（また実際成長のような他の目標よりのぞましいものかもしれない）が、会計策略による利益の平準化（the stabilization of income by accounting tricks）はのぞましくない」（Bierman Jr., *op. cit.*, p. 191.）という立場から、本文に引用したような主張をしているが、同様の見解はすでにアメリカ会計上協会会計手続委員会『調査公報第43号——会計調査公報の再表明と改訂』（1953年6月）の第8章「利益および利益剰余金」第8パラグラフにおいて表明されている。当該パラグラフを引用すると、つぎのとおりである。

「もっとも有用な損益計算表形式を選択するという問題の処理に当っては、利益の過小表示の危険性が認識されなければならない。利益表示上の重要な目標は利益の平準化（income equalization）をもたらすいかなる〔会計〕実務も回避することにおかれねばならない。」（Committee on Accounting Procedure of AIA, *Restatement and Revision of Accounting Research Bulletins*, 1953, p. 59.）

14) Copeland and Licastro, *op. cit.*, p. 541.

15) Almand R. Coleman, *Financial Accounting, A General Management Approach*, 1970, p. 311.

16) William A. Paton and William A. Paton, Jr., *Corporation Accounts and Statements, An Advanced Course*, 1955, p. 581.

配株式投資の会計においてもっともしばしば用いられる基準は原価である¹⁷⁾という事実は変らなかつた。

あらためて説明するまでもなく、「この方法は〔企業〕集団の各メンバーが法律上はそれぞれ別個の実体であるという状態 (the separate legal entity status) に明らかに適合している。それはまた、子会社資産の移転によって法的な確認がえられるまで、子会社純利益にたいする親会社持分の認識を適当に延期する¹⁸⁾」ので、「非連結子会社〔株式〕の会計には原価法が広く用いられ、また保守的な方法として擁護されうるのだけれども、その結果として〔親会社自体の純益または〕連結純利益は、非連結子会社から送金される配当額を操作しうる支配力 (the controlling interest's ability) によって左右される関係におかれる。」²⁰⁾

17) H. A. Finney, *Principles of Accountig*, Vol II Advanced, 1934, p. 232.

アメリカ公認会計士協会会計手続委員会は『会計調査公報第51号——連結財務諸表』(1959年8月)の第19パラグラフで、「当委員会の見解として好ましい方法は、子会社の純利益または欠損に占める親会社 (the controlling company or companies) の分け前を毎期計上するために、利益〔勘定〕を通じて〔子会社〕投資〔勘定〕を修正する方法である」(Paul Grady, *Inventory of Generally Accepting Principles for Business Enterprises*, 1965, p. 323.)と、あとで議論する持分法をすすめていた。

18) Charles H. Griffin, Thomas H. Williams and Glenn A. Welsch, *Advanced Accounting*, 1966, p. 346

同様の実態指摘は大恐慌以後のアメリカ会計学文献にいくらかでも見いだされるが、そのうちから代表的なものを拾いあげてみると、つぎのとおりである。

デーカーソン・ジョーンズ (1933年)

子会社「投資勘定については、それを原価で繰り越すのが普通の実務である。」(W. E. Dickerson and J. Weldon Jones, "Observations on 'Equity Method' and Intercorporate Relationships," *The Accounting Review*, September 1933, p. 200.)

ホルムズ=マイヤー (1950年)

「今日では、子会社 (controlled companies) への投資はほとんど一般的に原価で繰り越されている。」(Arthur W. Holmes and Robert A. Meier, *Advanced Accounting*, 1950, p. 87.)

『会計調査公報第51号——連結財務諸表』(1959年8月)の第19パラグラフ

「現在より一般的に使用されている……のは〔子会社〕投資勘定を原価で繰り越し、配当を受取った時に利益を計上する方法である。」(Grady, *op. cit.*, p. 324.)

スピラー2世 (1966年)

「このましい方法ではないけれども、原価法はいまでも受容られ、広く使われている。」(Spiller, Jr., *op. cit.*, p. 367.)

19) Griffin, Williams and Welsch, *op. cit.*, p. 346.

「この〔原価〕法が長い間純利益認識上受容された会計実務として伝統的に用いられてきている理由として、グリフィン=ウイリアムズ=ウェルシュは「さらに、親会社における子会社株式投資の評価が他の資産の評価法と調和する」(Griffin, Williams and Welsch, *op. cit.*, p. 346.)ことをあげているが、税法が配当=利益基準をとりつづけていることもまた原価法普及の要因として作用しているのである。

「それゆえ、[かかる]利益操作の可能性を無効にするためには、親会社(National)は子会社(Local)によって宣言される配当のみではなく、さらに子会社利益にたいする親会社の全持分を利益に含めねばならない」²¹⁾ことになるが、さらにかかる会計処理が理論的に肯定されるためには、「親会社は子会社におけるパートナーシップ持分(a partnership equity in the subsidiary)をもっているともみなされる」²²⁾必要がある。なぜなら、「かかる実務は、あたかも親会社が子会社利益を所有しているかのように、親会社は子会社利益にたいする大きな支配力をもっているという理論によってささえられている」²³⁾からである。

III 親会社の利益操作を防止できる持分法

原価法の下では、その名が示すように、子会社「投資は非支配会社(noncontrolled entity)への投資と同じように[原則として]原価で繰り越される。」²⁴⁾そ

20) Leonard E. Morrissey, *Contemporary Accounting Problems, Text and Cases*, 1963, p. 441.

21) Gordon and Shillinglaw, *Accounting*, 3rd ed., 1964, p. 451.

22) George Husband, *Accounting, Administrative and Financial*, 1st ed., 1960, p. 256.

23) *Ibid.*, p. 256.

24) Welsch, Zlatkovich and White, *op. cit.*, p. 458.

ただし、「実際に支配株式(a controlling interest)に適用される原価法は、原価主義の厳密な適用から2つの点で離脱しているという意味で、一種の修正原価法(a modified cost method)である」(Welsch, Zlatkovich and White, *op. cit.*, p. 458.)ということができよう。この場合、「原価基準から離脱をひきおこす2つの事象」(Meigs, Johnson, Keller and Mosich, *op. cit.*, p. 679.)とはつぎのことを指す。

「1. 親会社が支配[持分]を取得する以前に蓄積された子会社利益からの分配を意味する配当[すなわち後入先出基準にしたがい判定された、取得後子会社利益をこえて支払われた配当]は、親会社によって、配当所得としてではなく、投資残高の減少として記録される。」(Harry Simons and Wilbert E. Karrenbrock, *Intermediate Accounting, Comprehensive Volume*, 4th ed., p. 348.)「この手続は親会社は[子会社]投資をなすに当り取得時に利用できる子会社[利益]剰余金にたいする分け前を買入れているという理由で要求される。子会社になる以前の[利益]剰余金からの配当受取りは、親会社にたいする投資原価の一部返済である。」(Holmes and Meier, *op. cit.*, p. 98.)

「2. 子会社(the owned company)の純資産を著しく引下げ、かつその将来性をひどく傷つけた子会社欠損は、親会社(the investing company)によって、[投資]損失として認識される。[この場合]投資の一部が失われたという事実は投資勘定の繰越額の切下げにより記録される。」(Meigs, Johnson, Keller and Mosich, *op. cit.*, p. 679.)

以上のような「2つの重要な修正」(Simons and Karrenbrock, *op. cit.*, p. 348.)がなされることもあるので、正確には、子会社「投資は非支配会社への投資と同じように原価基準または修正原価基準で繰り越される」(Simons and Karrenbrock, *op. cit.*, p. 348.)というべきであろう。

して、「支配持分 (the controlling interest) の取得後に蓄積された利益の配分を意味する受取配当金は投資より生ずる利益として記録される」²⁵⁾が、このように、原価法を用いて「受取配当金のみを利益として認識する〔会計〕政策は、〔支配〕株主〔たる親会社〕が〔自由に利用できる子会社〕留保利益の蓄積によって常にもうけをえているという論拠で、〔今世紀初頭から多くの論者によって〕批判されてきた。」²⁶⁾いや、そればかりではない。「子会社利益はいつでも親会社が利用できるということは、いくつかの親会社をして、親会社の投資に相当する子会社利益はそれが獲得された瞬間に親会社によって実現されたかのごとく、子会社〔支配株式〕投資を記録する気にならせた。」²⁷⁾その結果、最近アメリカでは、「親会社は時として、支配関係取得後に獲得された子会社利益の分け前を、それがまだ配当の形で受取られていないにもかかわらず、帳簿に記録する」²⁸⁾ようになった²⁹⁾。

「かかる修正をもちこんだ会社方法は、持分法 (the equity method), 実価法 (the actual value method), または経済的基準法 (the economic basis method) と

25) Welsch, Zlatkovich and White, *op. cit.*, p. 458.

26) Gordon and Shillinglaw, *op. cit.*, p. 449.

Cf. Dickinson, *op. cit.*, p. 489; George Webster, "Consolidated Accounts," *The Journal of Accountancy*, October 1919, p. 265.

27) Norton M. Bedford, Kenneth W. Perry and Arthur R. Wyatt, *Advanced Accounting, An Organizational Approach*, 2nd ed., 1967, p. 322.

28) Husband, *op. cit.*, p. 255.

その場合、「親会社の分け前は親会社によって所有されている株式数を発行済株式総数で割った割合にもとづいて算定される」(Spiller, Jr., *op. cit.*, p. 364.) ことはいうまでもない。

29) 「アメリカ公認会計士協会『会計の傾向と技法』(*Accounting Trends and Techniques*) の第22版が1967年における非連結子会社投資の評価基準をつぎのように報告していた」(Coleman, *op. cit.*, pp. 311-312.) ことからわかるように、近年アメリカでは、「原価法は……非連結子会社、特に在外会社〔投資〕において、より少ない程度でおこなわれている。」(Accounting Principles Board of AICPA, "Proposed APB Opinion: The Equity Method of Accounting for Investments in Common Stock," December 18, 1970, p. 4.)

	表示社数	内国またはカナダ子会社	在外子会社
A. 純資産持分 (簿価)	112	68	44
B. 原価プラス蓄積利益持分	69	38	31
原価 (または実質上原価)	127	51	76
原価または原価以下 (原価マイナス引当金)	37	12	25
表示されない評価基準	32	14	18
計	377	183	194

いろいろな名前で呼ばれている」³⁰⁾が、「この持分法が用いられる場合には、子会社における純資産の変動が親会社の投資勘定と〔損益勘定〕に〔ストレイトに〕反映される。」³¹⁾その主たる論拠と具体的な手続について、部分的にはくりかえしになるが、詳解すると、すでにふれたように、「親会社は子会社活動を支配しているから、子会社利益のうちの親会社の分け前は親会社にとって利益であると考えられる。また、子会社欠損のうちの親会社の分け前は親会社の欠損であると考えられる。」³²⁾そこで、かかるパートナーシップ持分関係を反映すべく、「持分法は子会社純利益〔または欠損〕のうちの親会社の分け前だけ〔子会社〕投資勘定を修正〔し、同時に利益または損失を認識〕する。」³³⁾より具体的にいうと、その場合、「子会社投資勘定は〔第1表の E_1 または E_2 に仕訳の形式で示したように〕子会社〔純〕利益または欠損のうちの親会社の分け前によって修正され、利益または損失はそれが子会社によって獲得された期間に親会社の勘定において認識される。

〔そして〕持分法の下においては、子会社から受取った配当は〔第1表の E_3 に仕訳の形式で示したように、子会社〕投資勘定に貸記される。〔この場合〕配当は子会社純資産を引下げるから、この事実は親会社の〔子会社〕投資勘定

30) Griffin, Williams and Welsch, *op. cit.*, p. 337.

従来わが国では、‘the actual value method’ というアメリカの古い用語法 (Cf. George Hilles Newlove, *Consolidated Balance Sheets*, 1926, p. 13.) にしたがって、一般に実価法と呼ばれてきているが、最近アメリカでは、アメリカ公認会計士協会『会計原則審議会意見書第10号—1966年度各種意見書』(1966年12月)にはじまり (“APB Opinion No. 10: Omnibus Opinion—1966,” *The Journal of Accountancy*, February, 1967, p. 66.), さらに『会計原則審議会意見書草案—普通株式投資の会計のなかの持分法』(1970年12月)で終止符がうたれた (“Proposed APB Opinion: The Equity Method of Accounting for Investments in Common Stock,” December 18, 1970) ように、持分法という呼び方に統一されている——もちろん、その過程では、「持分法、実価法、簿価法 (the book value method)」、さらに「修正簿価法 (the adjusted value method)」(Chaykin and Zimnering, *op. cit.*, p. 226.), 「持分法または簿価法」(John W. Coughlan, *Guide to Contemporary Theory of Accounts*, 1965, p. 171; Bedford, Perry and Wyatt, *op. cit.*, p. 322.), 「持分法または経済的基準法」(Rufus Wixon (ed.), *Accountants' Handbook*, 4th ed., 1965, p. 23・13.), 「持分法 (時として経済的基準法と呼ばれる)」(H. A. Finney and Herbert E. Miller, *Principles of Accounting, Advanced*, 4th ed., 1952, p. 343.) と併記されている事例がかなり多かったが、その場合でも常に持分法という名称がはじめにでてきている——ので、以下本稿では、名称を「持分法」に統一する。

31) Meigs, Johnson, Keller and Mosich, *op. cit.*, pp. 679-680.

32) Holmes and Meier, *op. cit.*, p. 86.

33) Spiller, Jr., *op. cit.*, p. 364.

第1表 原価法と持分法の比較

取 引 (t)	親 会 社 の 記 入	
	原価法による (Ct)	持分法による (Et)
1. 子会社から純利益報告される	無 記 入	(子会社投資)×× (子会社利益)××
2. 子会社から欠損報告される	無 記 入	(子会社欠損)×× (子会社投資)××
3. 子会社から現金配当受取る*	(現 金)×× (配当所得)××	(現 金)×× (子会社投資)××
4. 支配関係取得前子会社利益 剰余金からの配当受取る	(現 金)×× (子会社投資)××	(現 金)×× (子会社投資)××
5. 子会社から株式配当受取る	無 記 入	無 記 入

* 便宜上、子会社による配当宣言と支払は同時におこなわれるものと仮定している。

における引下げにより反映される。³⁴⁾ このように、「修正価値法〔ともいわれる持分法〕の下においては、現金配当は常に親会社によって貸記されるから、〔原価法の場合にみられるように、現金〕配当が〔支配持分〕取得以前または取得後に獲得された〔利益〕剰余金のいずれから支払われるかという区別は問題とならない。³⁵⁾ なお、「この手続の下においては、〔子会社〕投資を処理する原価法の場合と同様、すでに所持しているのと同じ種類の株式で支払われる株式配当は、投資勘定には記録されない。³⁶⁾

34) Spiller, Jr., *op. cit.*, pp. 364-365.

35) Chaykin and Zimering, *op. cit.*, p. 229.

36) Wixson, *op. cit.*, p. 23-14.

子会社支配株式にたいする「株式配当は〔子会社純資産にたいする親会社のパートナーシップ持分になんらの変動も生ぜしめないから〕受領者〔たる親会社〕の所得を意味しないというのが長年とられてきた〔会計〕基準である。したがって、原価法の下においては、親会社によってその受領を記録するために〔勘定〕記入はなされない。……〔ところで〕修正価値基準〔法とも呼ばれる持分法〕によると、親会社を受取った通常の現金配当または財産配当は〔子会社〕投資勘定に貸記される。しかし、……現に所持しているのと同種の子会社株式を受取った場合に借記すべき適当な勘定は同じ〔子会社〕投資勘定である。投資勘定への借記と貸記によっては、いかなる目的も達成されないのであろうから、仕訳記入をなす必要はない。」(Chaykin and Zimering, *op. cit.*, p. 228.)

「それゆえ、2つ……方法の下においては、株式配当の受取について〔勘定〕記入はなされない」(Chaykin and Zimering, *op. cit.*, pp. 228-229.)と説明されているが、かかるゼロ処理は、子会社純資産を構成する子会社純利益にたいする親会社持分を認識する持分法には妥当しても、それを無視する原価法には整合しないであろう。しかし、ここでは、その点に立入って論ずる余裕がないので、一応アメリカの通説にしたがっておいた。

したがって、「この会計方法は〔子会社〕投資勘定を〔子会社純資産にたいする親会社の持分をあらわす指標として〕³⁷⁾子会社純資産に〔持分〕比例した簿価で繰り越す結果となる」³⁸⁾が、その過程で、「持分法は子会社利益が獲得された時にそれを親会社の帳簿に計上し、〔子会社からの〕配当を単に投下額の減少として処理することによって、〔利益操作という親会社の経営者が〕落込むかもしれない誘惑を回避する。」³⁹⁾ なぜなら、その場合、子会社から受取る「配当は追加利益を構成せず、〔子会社〕投資資産の当座資産への転換である」⁴⁰⁾以上、いくら子会社配当を操作しても、それは親会社の利益操作につながらないからである。

IV 原価法と持分法の折衷案としての修正持分法と修正原価法

さて、これまでのべてきたことから推察しうるように、「持分法は親子会社関係が本質的には本支店関係とことならないとみなしている。」⁴¹⁾ いかえると、「持分法は親子会社関係を単一の経済単位を構成するものとみ、〔その場合〕子会社は一支店であるかのようにみられている。」⁴²⁾ 事実、「この処理〔法〕の唱導者は、親会社が子会社の活動結果を反映すべく投資勘定を定期的に修正するのは、関係会社の経済的連合という事実を確認するものである、と主張する。」⁴³⁾

しかしながら、親子会社はそれぞれ経済連合体の構成単位として統一指揮の

37) Griffin, Williams and Welsch, *op. cit.*, p. 346.

38) Welsch, Zlatkovich and White, *op. cit.*, p. 459.

39) Spiller, Jr., *op. cit.*, p. 367.

ただし、「この……手続は現行〔法人〕所得税法の下においては認められていない」(Chaykin and Zimering, *op. cit.*, p. 228.) ためもあって、「少しも珍しくない」(Roy B. Kester, *Advanced Accounting, with Practice Problems*, 4th ed., 1946, p. 572.) としても、原価法ほどには「一般に実行されていない。」(John Peoples, "The Preparation of Consolidated Statements," *The Journal of Accountancy*, August 1957, p. 35.)

40) H. A. Finney, *Consolidated Statements for Holding Company and Subsidiary*, 1924, p. 42.

41) Griffin, Williams and Welsch, *op. cit.*, p. 346.

42) Welsch, Zlatkovich and White, *op. cit.*, p. 459.

43) Griffin, Williams and Welsch, *op. cit.*, p. 346.

下に活動しているばかりではなく、別個の法律主体とし独立の権利・義務をもって活動している、二重性をそなえた経済単位であるという見方からすると、「持分法の主張は……子会社株式の所有は子会社純資産の所有とは同じものではないという重要な法律上の区別を部分的に無視している」⁴⁴⁾という批判がでてくる。したがって、かかる立場にたつと、親会社の投資勘定をもって子会社純資産を代表させることはよいとしても、「未分配子会社利益は親会社によって配当分配のために利用できない」⁴⁵⁾以上、それをそのまま親会社の配当可能利益の構成要素とすることが問題となる。その場合、「健全な会計実務は、親会社の帳簿において、配当に充てうる〔利益〕剰余金部分と……そうでない部分との区別を明記することである。」⁴⁶⁾

そこで、この点を考慮して案出された「修正持分法 (the modified equity basis) を用いると、〔子会社〕持資勘定は、前〔の持分法〕と同じように、子会社純利益または欠損にたいする親会社の持分に見合って修正される。しかしながら、結局のところ、これら子会社によって分配されないで留保された利益は、親会

第2表 修正持分法と修正原価法の類似性

取引 (t)	親 会 社 の 記 入	
	修正持分法による (MEt)	修正原価法による (MCt)
1. 子会社から純利益報告される	(子会社投資) ×× (未配子会社利益) ××	無 記 入
2. 子会社から欠損報告される	(未分配子会社利益) [*] ×× (子会社投資) ××	無 記 入
3. 子会社から現金配当を受取る	(現 金) ×× (子会社投資) ××	(現 金) ×× (配 当 所 得) ××
	(未分配子会社利益) ×× (配 当 所 得) ××	(子会社投資) ×× (未分配子会社利益) ××

* 未分配子会社利益勘定が借方残高となる場合には、「繰越子会社欠損金」という科目を使うこともできる。

44) Griffin, Williams and Welsch, *op. cit.*, p. 346.

45) Griffin, Williams and Welsch, *op. cit.*, p. 337.

46) Holmes and Mcier, *op. cit.*, p. 100.

社の帳簿において〔未分配子会社利益または〕『未実現』子会社利益として識別され、利益の認識は現金配当が受取られるまで延期される。〔なぜなら〕その場合、現金配当は〔第2表の ME₃に仕訳の形式で示したように〕トラディショナルな持分法におけると同様、入金額で〔子会社〕投資勘定へ貸記されるが、さらに、それにともなって、それと同額が〔未分配子会社利益または〕未実現子会社利益から子会社〔配当〕所得へ振替えられる⁴⁷⁾からである。その結果、親会社の利益計算には原価法と同様子会社から受取った配当所得のみが算入され、他方、未分配子会社利益は、子会社投資勘定からそこに含まれている「子会社〔利益〕にたいする請求権の性質を多少もっている⁴⁸⁾投資原価超過分を控除する評価性引当金として、別個に計上されることになる。

なお、フィネー＝ミラーが「修正原価法 (the modified cost method) と呼ぶ⁴⁹⁾処理法にしたがい、第2表の MC₃に仕訳の形式で示したように、本来の「原価法プラス補足記入」⁵⁰⁾をおこなっても、最終的には修正持分法となんら変らない結果がえられるであろう。

いま、さきに考察した原価法や持分法と比較してみると、子会社投資勘定の最終残高に関しては、修正持分法と「修正原価法は持分法と同じである」⁵¹⁾が、親会社の純利益に関しては、修正持分法と「修正原価法は原価法と同じである」⁵²⁾から、ここで取上げている修正持分法や修正原価法は原価法と持分法とを折衷した会計方法ということができよう。

「子会社〔支配〕株式投資の会計における〔これら2つの〕折衷法は〔「未分配子会社利益の状態を明示する点において」⁵³⁾〕コンベンショナルな持分法に

47) Griffin, Williams and Welsch, *op. cit.*, pp. 346-347.

48) Kester, *op. cit.*, p. 211.

49) Finney and Miller, *op. cit.*, p. 364.

これにたいし、ホルムズ＝マイヤーのいう「修正原価法」(Holmes and Meier, *op. cit.*, p. 87.)は持分法にほかならず、また、24)に引用したように、ウェルジュ＝ズラトコビッチ＝ホワイトのいう「修正原価法」やサイモンズ＝カーレンブロックのいう「修正原価基準」は広い意味での原価法に入る。

50) Finney and Miller, *op. cit.*, p. 364.

51) Finney and Miller, *op. cit.*, p. 366.

52) Finney and Miller, *op. cit.*, p. 366.

53) Griffin, Williams and Welsch, *op. cit.*, p. 350.

たいするいくつかの批判に部分的に答える」⁵⁴⁾が、それらによっては、当初から問題としてきた子会社配当操作による親会社利益操作は、未分配子会社利益勘定を通して、裏側から不完全にしか牽制しえなくなってしまう。「その結果、可能性としては、原価基準にしたがう場合〔と同様〕、好況期には投資より生ずる親会社の利益が過小に表示され、不況期には過大に表示され、そして全時期を通して全体としてそれが過小表示されることになるであろう。」⁵⁵⁾やはり、正面から完全に子会社配当操作による親会社利益操作を阻止するには、「持分法が用いられねばならない。」⁵⁶⁾という結論になる。

モンゴメリがかつて強調していたように、「親会社が1つ以上の子会社を所有し、かつ支配している場合には、いつでも、子会社の損益は同じ期間に親会社の損益として表示されねばならない。それ以外のどんな方法も大きな弊害をもたらすであろう。」⁵⁷⁾

54) Griffin, Williams and Welsch, *op. cit.*, p. 346.

55) Moonitz, *op. cit.*, p. 53.

56) "Proposed APB Opinion: The Equity Method of Accounting for Investments in Common Stock," December 18, 1970, p. 6.

57) Robert H. Montgomery, *Auditing Theory and Practice*, 1st ed., 1912, p. 557; 2nd ed., 1916, p. 514.